

自治連改革案（事務局案）について

本案は令和2年1月11日付、自治連合会のあり方を改革する委員会（自治連特別委）による「自治連あり方答申」をベースにした組織改革を基本に、近年の状況変化やさらなる負担軽減を狙った業務改革（負担軽減）を盛り込んだものである。

組織改革の骨子

1. 現在事務局会議として運営されているものを拡張し、正式に執行部組織と位置付け会長に極端に集中している各種業務の分散と、集団運営体制によって施策の偏りを防止する。（答申通り：執行委員としては会長1名、副会長1名、事務局長1名、事務局次長1名、会計1名）
2. 現在会長再任にのみ設定されている3年上限の規定を5年に延長し、なり手の確保が著しく難しい会長就任者の選任負担を軽減する。（答申通り）
3. 候補者選定が難しい会長等の自治連役員候補者の選出については役員＋各種団体との連絡協議会（負担軽減策3項参照）で行うこととする。（答申＋各種団体との協議会については追加）

負担軽減策の骨子（答申では具体的に触れられていない部分）

1. 自治連合会の役割を見直し、日吉台まつり、学区民運動会の両事業についてはそれぞれの実行委員会を会則第6章に定める専門部会とし、その企画・運営を全面的に移管し、自治連合会としては基本的に資金拠出のみ行うこととする。また文化祭については自治連事業としては取りやめる。
2. 学区要望の内、既存施設・設備の維持管理については各自治会と大津市（支所）の間で直接行うものとし、自治連合会としては関与しないものとする。但し、学区として提出するのが適当と思われる設備等の新設、政策的な要望などについては自治連合会から提出する。（令和6年度より実施済み）
3. 会則第8章に規定されている定例協議会（自治連役員＋各種団体長・責任者が参加する月例会議）については10年以上開催実態が無く、かつ自治連運営に特段の支障が無かったことから廃止する。但し、自治連役員候補者の選出その他、必要に応じて自治連役員＋各種団体長・責任者が参加する会議体（連絡協議会と呼称）を開催し、地域全体でその問題解決を図る。
4. 自治連役員会については、自治連業務の削減に伴い現在のほぼ月1回を見直し、協議事項が無く情報伝達のみの場合はHP等による周知で代行する。
5. びわ湖市民清掃については自治連合会の関与は夏季実施分のみとし、秋季実施分は全て自治会単同区で実施する。（令和6年度より実施済み）
6. 各種団体等から自治連合会に割り振られているいわゆる充て職については、今後は受け付けないものとする。同様に特に自治連合会長に依頼されている会合での挨拶なども今後は原則として受け付けないものとする。

上記より、自治連の主要業務としては①大津市自治連合会関連の対外業務、②大津市からの情報伝達、③自治会会費の各種団体・事業への分配、④保険、助成金手続き等、各自治会で実施すると却って非効率であるため自治連合会として実施している業務が主となり、自治連合会としては負担軽減が期待できる。但し、新たに規定される執行部役員については概ね現行の役員会同等の負担が発生する可能性はある。

今後の進め方

以下の様に、特別委員会を設立して詳細の詰めを行い、最終的には11月又は12月に臨時総会を開催し、決議することを目指す。

1. 特別委員会の設立 7月
各自治会の代表1名を選任し、7月6日（土）までに自治連事務局あてご連絡下さい
2. 特別委員会の開催
令和2年答申および今回の事務局案をベースに、改革案について審議し、最終案の取りまとめをしていただきます。特別委員会は審議の状況に応じて複数回開催される予定です。
3. 臨時総会提案の役員会承認 10月役員会
臨時総会に提案する最終案について、役員の方の皆さんの承認をいただきます。
4. 臨時総会資料作成、配布 11月上旬
5. 一般会員対象説明会 11月
一般の方の会員の方対象に、臨時総会提案についての説明会を行います。
6. 臨時総会 11月～12月